



不育症治療費の助成を行います

大樹町では、不育症治療を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、不育症の治療・検査費を助成します。

【不育症とは】

妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子どもを持っていない場合、不育症と呼びます。一般的には2回連続した流産、死産があれば不育症と診断され、原因を探索します。

また1人目が正常に分娩しても、2人目、3人目が続けて流産や死産になった際、続発性不育症として検査をし、治療を行う場合があります。

【助成対象者】

○次のすべての条件を満たす方が対象となります。

1. ご夫婦いずれかが大樹町に住所を有していること
2. 町税を完納していること
3. 他の市町村から同様の助成を受けていないことまたは受ける予定がないこと
4. 北海道が実施する不育症治療費助成の決定を受けていること

【対象となる治療と助成内容について】

○北海道が助成対象経費と認定した費用から北海道の助成金を差し引いた額が大樹町の助成対象になります。上限額に満たない場合はその額を助成します。

○助成上限額 50,000円

【申請に必要なもの】

○北海道の不育症治療費助成事業交付決定指令文（写）

○大樹町不育症治療費助成金交付申請書

○印鑑

※住民票謄本、納税証明書は事前に必要ありません

【お問い合わせ】

◇北海道不育症治療費助成事業について

十勝総合振興局保健福祉部（帯広保健所） ☎0155-27-8638

◇その他

「らいふ」保健福祉課健康係 ☎6-2100